

小田原市食育推進計画の基本方針

1、基本理念

生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために一人ひとりが
「しっかり食べる力」をつける。

生涯にわたって心身ともに健康で、いきいきと過ごすために、「食育」はあらゆる世代に必要であり、特に子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。

しかし、現在、私達を取り巻く食環境は多くの課題を抱えています。

- (1) 「食」を大切にする心の欠如
- (2) 栄養バランスの偏った食事や食習慣の変化
- (3) 肥満をはじめとした生活習慣病の増加
- (4) 食料自給率の低下と「食」の安全
- (5) 伝統的な郷土料理や食文化の喪失

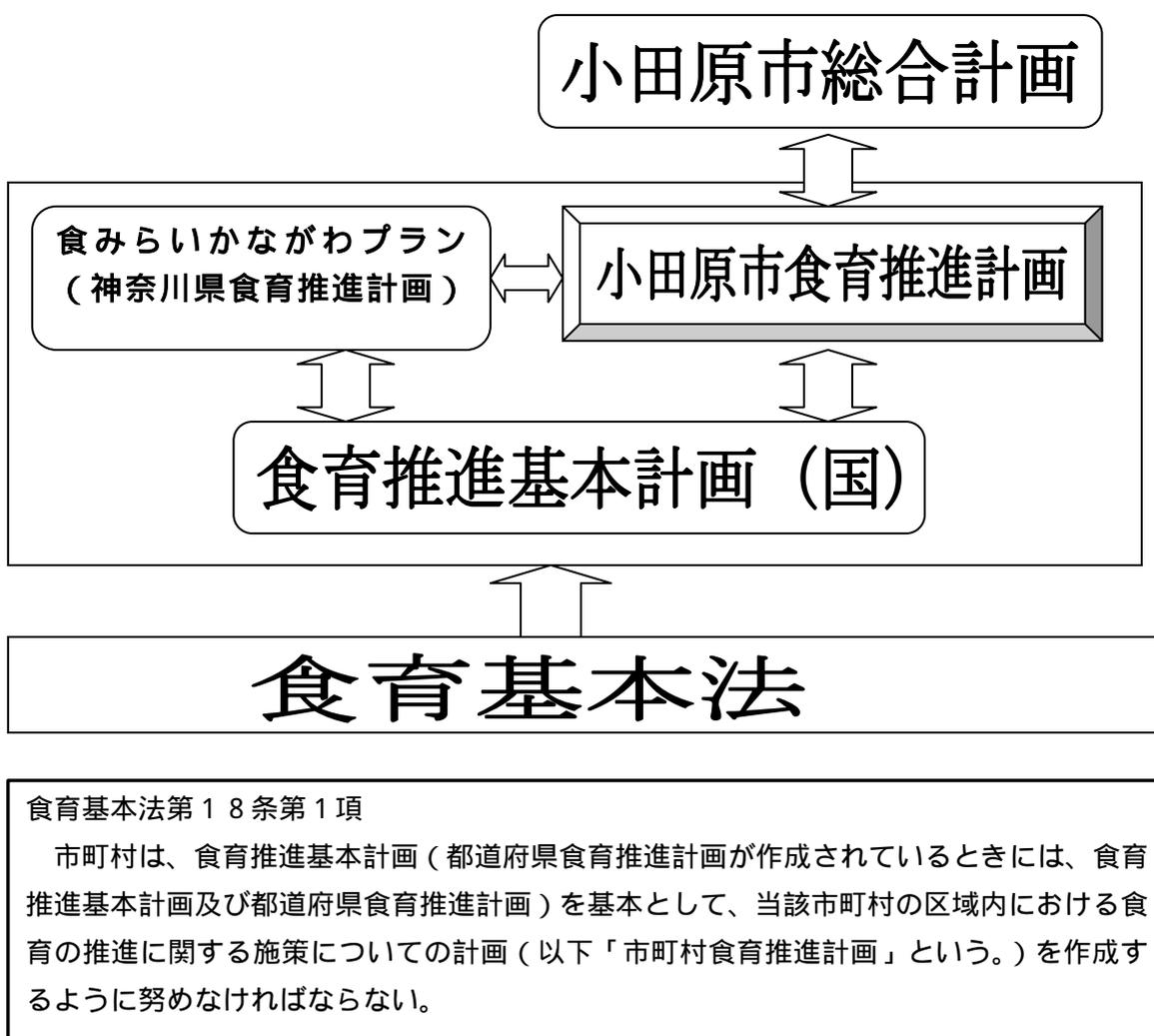
そこで、小田原市では、「子どもたち」と「生産からつながる食」に着眼を置き、親子ぐるみ、学校ぐるみ、地域ぐるみで、食育を通じて、健やかないのちを育む計画を推進します。

食育基本法では「食育」を次のように位置付けています。

生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの
様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

2、計画の位置づけ

- (1) この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念をふまえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、本市の食育推進施策の方向性や目標（めざす姿）を定めています。
- (2) 小田原市総合計画や関連する他の計画と連携した計画とします。
- (3) すべての食育関係者並びに市民がそれぞれの特性をいかしながら、連携を図り、食育活動に取り組むための基本事項を示しています。



3、計画期間

平成23年度から平成28年度までの6年間の計画とします。

小田原市食育推進計画の施策体系

大目標

生涯にわたって健康でいきいきと暮らすために一人ひとりが「しっかり食べる力」をつける。

具体的な目標

目標 1
健康に配慮した食習慣を身につける

目標 2
バランスよく食べる

目標 3
食の安全・安心についての理解を深める

目標 4
食べ物を大切にする気持ちを育む

目標 5
市民・団体・行政が一体となって食育を推進する

基本的施策

家庭における食育の推進

家庭は食を大切にする心を育み、基本的な食習慣を身に付け、生涯を通じて健康な生活をおくるための基礎的な場であり、学校、団体等と連携し、家庭における食育を推進する。

学校、保育所等における食育の推進

家庭や地域と連携し、学校、保育所等における子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を図る。

地域における食生活改善のための取り組みの推進

地域において、団体、事業者等と連携した食育を推進することにより、栄養・食習慣・食料の消費に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防する。

食育推進運動の展開

市民一人ひとりの食育への関心を高め、市民、教育関係者、農業者、漁業者、食品関連事業者などの民間団体の自発的な食育活動を支援し、食育を推進する。

生産者と消費者の交流の促進及び環境と調和のとれた農林水産業の活性化

生産者と消費者の交流により、食料の生産が自然の恩恵の上に成り立ち、生産者など多くの人々の活動に支えられていることへの理解を深め、地産地消と環境に配慮した食料生産を推進する。

食文化の継承、展開のための活動の支援

小田原の歴史を背景に育まれた食文化に対する理解と関心を高め、地域の特色ある食文化を新たに発見し、豊かで彩りあるおだわらの食文化を継承する。

食品の安全性、栄養、その他食に関する調査、研究、情報提供

食品の安全性や栄養に関する膨大な情報が提供される中、市民が正しい情報を適切に選別し活用する力が養えるよう、県や団体と連携し、食中毒の予防や食品の安全性、栄養に関する適切な情報を提供する。

想定される取組

家庭の健康づくり
調理力の向上
家庭教育力の充実

学校における食育の推進
学校給食を活用した食育の推進
幼稚園における食育の推進
保育所等における食育の推進

生活習慣病等の予防対策
食に関する普及啓発

関係者との連携による推進
食育推進のための意識啓発
関連した市民運動との連携(8020運動、環境保全)

生産者と消費者の交流の促進
地産地消の促進
環境に配慮した取り組みの推進
教育ファームの推進

伝統ある食文化の継承と促進
食文化の担い手の育成

食の安全性に関すること
栄養に関すること